

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第57号

佐賀県行政組織規則等の一部を改正する規則
(佐賀県行政組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県行政組織規則(平成28年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(県民環境部各課の分掌事務) 第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) まなび課 ア～ウ 略 <u>エ 佐賀県少年自然の家に関すること。</u> (3)～(8) 略 (農林水産部各課の分掌事務) 第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 (9) 森林整備課 ア～カ 略 <u>キ 21世紀県民の森に関すること。</u> 第23条 略 2 略 3 地域交流部SAGA2024・SSP推進局及び産業労働部に 推進監又はリーダーを置く。 4～7 略	(県民環境部各課の分掌事務) 第10条 県民環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) まなび課 ア～ウ 略 (3)～(8) 略 (農林水産部各課の分掌事務) 第14条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(8) 略 (9) 森林整備課 ア～カ 略 第23条 略 2 略 3 地域交流部文化・観光局及びSAGA2024・SSP推進局並 <u>びに産業労働部に推進監又はリーダーを置くことができる。</u> 4～7 略

改正前	改正後
<p>第27条の4 前3条に規定するもののほか、部又は局に、部長又は局長及び政策企画監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>第27条の4 <u>地域交流部文化・観光局に、リーダーを補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、交流人口の拡大に資する公の施設等（佐賀県少年自然の家、21世紀県民の森、波戸岬海浜公園、人工海浜公園、佐賀県港湾管理条例（昭和47年佐賀県条例第36号）第10条第1項に規定する運動場及び九年庵をいう。）に関する事務を処理する。</u></p> <p>第27条の5 前4条に規定するもののほか、部又は局に、部長又は局長及び政策企画監を補佐するため、参事、技術監、副課長、企画主幹、副技術監及び係長を置くことができる。</p> <p>2 略</p>

（佐賀県公有財産規則の一部改正）

第2条 佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は組織規則第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 課等 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、組織規則第19条第1項に規定する室、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策総括監」という。）又は組織規則第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号において単に「政策</p>

改正前	改正後
<p>企画監」という。)及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。)第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、教育組織規則第9条第2項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p>	<p>企画監」という。)及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定するリーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。)第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、教育組織規則第9条第2項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第5条第1項に規定する室、警察本部及び議会事務局の課並びに佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第2条第7号に規定するかいをいう。</p>

改正前	改正後
(4)～(8) 略	(4)～(8) 略

(佐賀県財務規則の一部改正)

第3条 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び次号において単に「政策総括監」という。）又は組織規則第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び次号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 本庁等の各課 組織規則第3条の3第1項及び第2項並びに第4条第2項に規定する課及びセンター、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「教育組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の課、警察本部会計課、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、組織規則第22条第2項に規定する政策総括監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び次号において単に「政策総括監」という。）又は組織規則第23条第2項に規定する政策企画監のうちから知事が指定する職員（以下この号及び次号において単に「政策企画監」という。）及び当該政策総括監又は政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、政策企画監及び当該政策企画監が指揮監督する組織規則第27条の5第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第4項に規定するSSP総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該SSP総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第23条第3項に規定する</p>

改正前	改正後
<p>リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定する推進監（以下この号及び次号において「教育委員会事務局の推進監」という。）並びに当該教育委員会事務局の推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育組織規則第9条第2項に規定するリーダー（以下この号及び次号において「教育委員会事務局のリーダー」という。）並びに当該教育委員会事務局のリーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項及び第2項、第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項及び第27条の4第1項に規定する副課長、副センター長、副室長及び企画主幹、教育組織規則第12条第1項、第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条に規定する教育委員会事務局副課長、教育組織規則第13条第1項に規定する教育委員会事務局副室長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長並びに議会事務局総務課副課長をいう。</p>	<p>リーダー及び当該リーダーが指揮監督する組織規則第27条第1項又は第27条の4第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第22条第2項に規定する産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は組織規則第23条第3項に規定する推進監及び当該産業DX・スタートアップ総括監若しくは再生可能エネルギー総括監又は推進監が指揮監督する組織規則第27条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、教育組織規則第9条第2項に規定する推進監（以下この号及び次号において「教育委員会事務局の推進監」という。）並びに当該教育委員会事務局の推進監が指揮監督する教育組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに教育組織規則第9条第2項に規定するリーダー（以下この号及び次号において「教育委員会事務局のリーダー」という。）並びに当該教育委員会事務局のリーダーが指揮監督する教育組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第24条第1項及び第2項、第27条第1項、第27条の2第1項、第27条の3第1項、<u>第27条の4第1項及び第27条の5第1項</u>に規定する副課長、副センター長、副室長及び企画主幹、教育組織規則第12条第1項、第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条に規定する教育委員会事務局副課長、教育組織規則第13条第1項に規定する教育委員会事務局副室長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長並びに議会事務局総務課副課長をいう。</p>

改正前	改正後
(7)～(20) 略	(7)～(20) 略

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。